

官公庁から民間を巻き込んだ国民運動を展開

の二カ所に設置され、労働基準監督官がそれぞれ東京に七人、大阪に六人が配置された。

違法な長時間労働を強いる企業のかには、パソコンに保存された労働時間のデータを改ざんするなど悪質なケースも多い。このため「かとかく」では高度な捜査技術が必要となってくることから、専門機器を用いてデータの解析を行い、過重労働が認められる企業などに監督指導や検査を行うことになっている。こうして大手企業を中心に調査を進めた結果、六月二日に靴小売店「ABCマート」の運営会社が、東京都内二店舗で従業員に違法な長時間残業をさせたとして、労働基準法違反容疑で「イービィシー・マート」(東京都渋谷区)と同社労務担当取締役らが東京地検に書類送検された。

今年六月三〇日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂二〇一五では、投資拡大とイノベーションによる「生産性革命」の推進などを前面に打ち出した。この中で、「働き方改革の実行・実現」として、月一〇〇時間超の時間外労働が把握されたすべての事業場に対する監督指導の徹底、および早い時間から働き夕方を家族の時間に充てる「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の展開を柱にすえた。

これに先立ち、二月一二日の施政方針演説で安倍首相は、「昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむ。夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開する」と強調。さらに、三月二〇日に閣議決定した少子化社会対策大綱でも「夏の生活スタイル変革」を「国民運動として展開する」ことが盛り込まれた。こうした動向を受け、政府は四月二四日、「夏の生活スタイル変革」の通称を「ゆう活」(ゆうやけ時間活動推進)とすることを決めた。

「ゆう活」は、長時間労働の抑制や豊かな生活実感につながる働き方改革を推奨する取り組みと位置づけられている。

七月から中央省庁の「ゆう活」がスタート

この「ゆう活」の民間での活用を率先垂範するため、中央省庁などの国家公務員を対象とした朝型勤務が七月からスタートした。

国家公務員については、昨年一〇月に政府が策定した「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」で、今年七月八月を「ワークライフバランス推進強化月間」とすることがすでに定められていた。

これに合わせて、各省庁が独自に策定した休暇取得促進や在庁時間縮減など強化月間の取り組みとともに朝型勤務がスタートすることになった。

この期間中は、通常八時三〇分〜九時三〇分の勤務開始時刻を一日二時間程度早め、早朝出勤の職員は原則定時退庁とし、毎週水曜日は遅くとも二〇時までの庁舎消灯を励行する。

対象は地方の出入機関を含めて約二万人にのぼる。政府は地方自治体や民間企業にも広げたいと考えて、具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを活用・推進し、夕方早くに職場を出る生活スタイルの普及・定着をめざしている。

民間でも活用進む「ゆう活」

「朝方勤務」や「フレックスタイム制」の推進などに積極的に取り組む民間の事例も出始めている。

厚生労働省のホームページでは、キヤノン、デンソー、富士ゼロックス、東京急行電鉄、伊藤忠商事、千葉銀行、七十七銀行、損保ジャパン日本興亜、オプト、建設技術研究所などの事例を紹介。社長が社内外にメッセージを発信、フレックスタイム制の見直しによる朝型勤務を試し、社員食堂での朝食を無料化、在宅勤務制度の拡充(テレワーク推進)といった取り組みの実情が紹介されている。

新設された「かとかく」で初の書類送検

長時間労働の是正のための監督指導体制の充実・強化に向けて、四月一日には、過重労働による健康被害の防止などを強化するため、違法な長時間労働を行う事業所に対して監督指導を行う過重労働撲滅特別対策班(通称「かとかく」)が新設された。

東京労働局での発足式で塩崎厚生労働大臣は「過重労働の撲滅に全力で取り組み、働く方が安心して活躍できるように成果をあげてほしい」と訓示。「かとかく」は東京労働局と大阪労働局

違反な長時間労働を強いる企業のかには、パソコンに保存された労働時間のデータを改ざんするなど悪質なケースも多い。このため「かとかく」では高度な捜査技術が必要となってくることから、専門機器を用いてデータの解析を行い、過重労働が認められる企業などに監督指導や検査を行うことになっている。こうして大手企業を中心に調査を進めた結果、六月二日に靴小売店「ABCマート」の運営会社が、東京都内二店舗で従業員に違法な長時間残業をさせたとして、労働基準法違反容疑で「イービィシー・マート」(東京都渋谷区)と同社労務担当取締役らが東京地検に書類送検された。

一方、年次有給休暇の取得促進に向けては、地方自治体などと連携を図りながら、祭りなどの地域イベントに合わせて地域における休暇取得促進の働きかけを行う「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」をさらに推進する。たとえば今年、静岡県と静岡県島田市・川根本町で、県民の日(八月二一日)を重点実施日に、八月を重点実施期間として、企業や住民を対象に年次有給休暇の取得を促進する働きかけを行う。

厚生省はこの事業を通じて休暇取得の効果検証や事例の収集を図るなど、地方単位での年次取得促進に期待をかけている。

(調査・解析部)